

13 福島市生涯学習推進本部設置要綱

(目的)

第1条 人間尊重のまちづくりの根幹である生涯学習を総合的かつ効果的に推進するため、福島市生涯学習推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 生涯学習の理念の具現化に関すること。
- (2) 生涯学習振興計画の策定に関すること。
- (3) 生涯学習事業の推進に関すること。
- (4) 行政機関、関係団体との連絡調整に関すること。
- (5) 生涯学習施設の条件整備に関すること。
- (6) 福島市生涯学習を進める市民会議への諮問に関すること。
- (7) その他生涯学習推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長には市長を、副本部長は副市長及び教育長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、必要に応じて本部長が招集する。

(幹事会)

第6条 本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会の幹事は、別表2に掲げる職にある者をもって充て、幹事長及び副幹事長を置く。
- 3 幹事長は、教育部次長をもって充てる。
- 4 副幹事長は、生涯学習課長をもって充てる。

(幹事会の所掌事務)

第7条 幹事会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 生涯学習にかかわる調査、研究及び企画に関すること。
- (2) 本部決定事項の推進に関すること。
- (3) 各部課間の連絡調整に関すること。

(担当者会)

第8条 幹事会に担当者会を置く。

- 2 担当者会は、関係各課の職員をもって組織する。

(担当者会の所掌事項)

第9条 担当者会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 生涯学習事業の原案策定に関すること。
- (2) 生涯学習関連事業の情報収集に関すること。
- (3) 各部課間の連絡調整に関すること。

(生涯学習推進本部アドバイザー)

第10条 生涯学習の総合的な施策の調査・研究・情報収集を行うため、生涯学習推進本部アドバイザーを置くことができる。

(庶務)

第 1 1 条 本部の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

(委任)

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は本部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 4 年 5 月 2 1 日から施行する。

(福島市生涯学習推進庁内連絡会設置要綱の廃止)

2 福島市生涯学習推進庁内連絡会設置要綱（平成 3 年 5 月 1 4 日）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 6 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 1 2 月 2 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 2 年 1 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 3 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 7 年 1 0 月 2 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

市長
副市長
教育長
水道事業管理者
政策調整部長
総務部長
財務部長
商工観光部長
農政部長
市民・文化スポーツ部長
環境部長
健康福祉部長
こども未来部長
建設部長
都市政策部長
教育部長
水道局長
消防長

別表 2

政策調整部	政策調整課長
総務部	総務課長
財務部	管財課長
商工観光部	産業雇用政策課長
農政部	農業企画課長
市民・文化 スポーツ部	生活課長
環境部	環境課長
健康福祉部	地域福祉課長
こども未来部	こども政策課長
建設部	路政課長
都市政策部	都市計画課長
選挙管理委員会	事務局長
農業委員会	事務局長
教育委員会	教育部次長
	教育総務課長
	学校教育課長
	教育施設管理課長
	教育研修課長
	生涯学習課長
	中央学習センター館長
	図書館長
水道局	水道総務課長
消防本部	消防総務課長

14 福島市生涯学習活動推進員設置要綱

(目 的)

第1条 本市における生涯学習理念の具現化と市民の生涯学習活動の推進を図るため、福島市生涯学習活動推進員（以下「推進員」という。）を設置する。

(役 割)

第2条 推進員は原則としてボランティアとし、前条の目的を達するため、以下のことを行う。

- (1) 生涯学習理念の推進に関する事業の企画と実施及び支援
- (2) 社会教育事業の企画と実施及び支援
- (3) その他目的達成に必要な事項

(登 録)

第3条 福島市生涯学習推進本部長は、以下の各号に該当し希望する者を推進員として登録する。

- (1) 社会通信教育「生涯学習指導者養成講座」の修了者
- (2) 国または県主催の上記と同様な養成講座の修了者
- (3) 市が主催する生涯学習ボランティア養成研修会の修了者
- (4) 学習センター館長の推薦があった者
- (5) その他福島市生涯学習推進本部長が特に認めた者

(登録の取り消し)

第4条 以下の各号のいずれかに該当した場合は、推進員の登録を取り消すものとする。

- (1) 本人より登録辞退の申し出があったとき
- (2) その他福島市生涯学習推進本部長が推進員として不適当と認めたとき

(組 織)

第5条 推進員は、関係機関及び相互の連絡調整と資質の向上を図るために、推進員が連携して活動する、福島市生涯学習活動推進員の会を組織するとともに加入しなければならない。

(保険加入等)

第6条 推進員は活動に伴う事故などに備え、ボランティア保険に加入しなければならない。

(個人情報の保護及び守秘義務)

第7条 推進員は、活動中に知り得た個人情報については、法令その他規範を遵守し、個人情報の保護に努めなければならない。推進員を辞めてからも同様とする。

(委 任)

第8条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は本部長が定める。

附 則

平成12年4月1日施行の福島市生涯学習アドバイザー設置要綱は廃止する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

15 福島市生涯学習を進める市民会議設置要綱

(目 的)

第1条 市民の意見を行政に反映させ福島市の生涯学習の普及・推進を図るため福島市生涯学習を進める市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 市民会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 福島市生涯学習推進本部の諮問に応じ答申すること。
- (2) 生涯学習推進のあり方について審議すること。
- (3) 市民の学習要求の把握と具現化の方策について審議すること。
- (4) 生涯学習関連事業の総合調整に関すること。
- (5) 生涯学習の奨励普及に関すること。

(構 成)

第3条 会議は、委員12人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから本部長が委嘱する。

- (1) 教育関係者
- (2) 学識経験者
- (3) 生涯学習関係団体代表者
- (4) 企業関係者
- (5) その他生涯学習推進本部長が必要と認める者

(役員及びその職務)

第4条 会議に、会長及び副会長各1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

ただし、再任を妨げない。

(会 議)

第6条 市民会議の会議は、必要に応じて会長が招集する。

(専門部会)

第7条 市民会議に必要な応じ専門部会を置く。

2 専門部会の委員は、市民会議委員の中から選出する。

3 専門部会に部会長及び副部会長を置く。

(所掌事項)

第8条 専門部会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 生涯学習事業の効果的な推進方策に関すること。
- (2) 新しい学習プログラム及び事業の開発に関すること。

(庶 務)

第9条 会議の庶務は、生涯学習推進本部事務局において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この会議の運営に必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成4年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

16 福島市学習センター条例・施行規則・要綱

(1) 福島市学習センター条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項及び社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条の規定に基づき、市民の生涯にわたる学習活動を推進し、市民の教養の向上、生活文化の振興及び社会福祉の増進を図るため、福島市学習センター（以下「学習センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 学習センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
福島市中央学習センター	福島市五老内町3番1号
福島市三河台学習センター	福島市野田町七丁目1番42号
福島市渡利学習センター	福島市渡利字岩崎町190番地
福島市杉妻学習センター	福島市黒岩字田部屋53番地の2
福島市蓬莱学習センター	福島市蓬莱町四丁目1番2号
福島市清水学習センター	福島市御山字松川原5番地の1
福島市もちずり学習センター	福島市岡部字高畑46番地
福島市北信学習センター	福島市鎌田字中江1番地
福島市吉井田学習センター	福島市仁井田字西下川原1番地の1
福島市西学習センター	福島市上名倉字妻下4番地の2
福島市信陵学習センター	福島市笹谷字オノ神1番地
福島市飯坂学習センター	福島市飯坂町字銀杏6番地の11
福島市松川学習センター	福島市松川町字杉内33番地
福島市信夫学習センター	福島市大森字馬場1番地
福島市吾妻学習センター	福島市笹木野字折杉41番地の1
福島市飯野学習センター	福島市飯野町字後川10番地の2

(分館)

第3条 学習センターに次のとおり分館を置く。

名称	位置
福島市蓬莱学習センター分館	福島市蓬莱町四丁目1番1号
福島市清水学習センター分館	福島市南沢又字柳清水8番地の1
福島市吾妻学習センター分館	福島市上野寺字下平場35番地の1
福島市飯野学習センター青木分館	福島市飯野町青木字向広表50番地
福島市飯野学習センター大久保分館	福島市飯野町大久保字岩見内17番地
福島市飯野学習センター明治分館	福島市飯野町明治字北小戸明利30番地

(事業)

第4条 学習センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 社会教育法第22条に掲げる事業に関すること。
- (2) 生涯学習活動の支援及び場所の提供に関すること。
- (3) 生涯学習の情報の収集、整理及び提供に関すること。
- (4) 生涯学習の相談及びカウンセリングに関すること。
- (5) 図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料の閲覧、貸出し及び保管に関すること。
- (6) その他生涯学習に関すること。

2 福島市中央学習センターは、学習センター相互の連絡調整を図るとともに個々の学習センターに

属しない事業を行う。

（開館時間）

第5条 学習センターの開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

（休館日）

第6条 学習センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

（1） 火曜日（火曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「国民の祝日」という。）に当たるときは、その翌日）

（2） 国民の祝日

（3） 12月29日から翌年1月3日まで（前号に掲げる日を除く。）

（使用の許可）

第7条 学習センターを使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、前項の許可に際し、学習センターの管理上必要と認めるときは、その使用の許可に条件を付することができる。

（使用の制限）

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、学習センターの使用を許可することができない。

（1） 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

（2） 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織及びその関係者が使用し、若しくは使用に関係し、又はこれらの者の利益になると認められるとき。

（3） 施設及び備付物件を滅失し、又は毀損するおそれがあるとき。

（4） 営利を目的とする行為その他これに類する行為を行うおそれがあるとき。

（5） その他管理運営上支障があるとき。

（目的外使用等の禁止）

第9条 第7条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外に使用し、又はその使用する権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

（使用許可の取消し等）

第10条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、その使用の条件を変更し、使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

（1） この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

（2） 使用の許可の目的又は許可に付した条件に違反したとき。

（3） 第8条各号のいずれかに該当したとき。

（4） 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。

（5） 公益上やむを得ない理由が生じたとき。

2 前項の規定による使用の条件の変更、使用の停止又は使用の許可の取消しにより、使用者に損害を及ぼすことがあっても市長は、その責めを負わない。災害その他緊急事態の発生により学習センターの使用が不能となった場合も、同様とする。

（使用料）

第11条 使用者は、次に掲げる使用料を前納しなければならない。ただし、市長が公益上必要と認めるときは、これを減免することができる。

（1） 施設の使用料 別表に定める額

（2） 附属設備の使用料 500円を超えない範囲で、規則で定める額

（使用料の還付）

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（入館の制限）

第13条 教育委員会は、入館者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、入館を禁止し、又は退館させることができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設及び備付物件を滅失し、又は毀損するおそれがあるとき。
- (3) その他管理運営上支障があるとき。

(賠償責任)

第14条 故意又は過失により施設及び備付物件を滅失し、又は毀損した者は、市長の指示するところにより、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(運営審議会)

第15条 社会教育法第29条第1項の規定により学習センターに次の運営審議会を置く。

名称	所管学習センター
福島市中央学習センター運営審議会	福島市中央学習センター
福島市三河台学習センター運営審議会	福島市三河台学習センター
福島市渡利学習センター運営審議会	福島市渡利学習センター
福島市杉妻学習センター運営審議会	福島市杉妻学習センター
福島市蓬莱学習センター運営審議会	福島市蓬莱学習センター
福島市清水学習センター運営審議会	福島市清水学習センター
福島市もちずり学習センター運営審議会	福島市もちずり学習センター
福島市北信学習センター運営審議会	福島市北信学習センター
福島市吉井田学習センター運営審議会	福島市吉井田学習センター
福島市西学習センター運営審議会	福島市西学習センター
福島市信陵学習センター運営審議会	福島市信陵学習センター
福島市飯坂学習センター運営審議会	福島市飯坂学習センター
福島市松川学習センター運営審議会	福島市松川学習センター
福島市信夫学習センター運営審議会	福島市信夫学習センター
福島市吾妻学習センター運営審議会	福島市吾妻学習センター
福島市飯野学習センター運営審議会	福島市飯野学習センター

2 運営審議会は、委員12人以内で組織する。

3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、学習センターの管理に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則 (略)

別表（第11条関係）

施設の使用料

区分		使用料
多目的ホール	個人使用	1 時間 100円
	専用使用	1 回 3,400円
ホール	専用使用	1 回 2,600円
附属ホール	専用使用	1 回 1,500円
軽運動室	個人使用	1 時間 100円
	専用使用	1 回 800円
講義室	専用使用	1 回 1,000円
研修室	専用使用	1 回 800円
視聴覚室	専用使用	1 回 1,500円
和室（大）	専用使用	1 回 1,100円
和室（小）	専用使用	1 回 500円
工芸室	専用使用	1 回 1,000円
実習室	専用使用	1 回 2,200円
テニスコート	個人使用	1 時間 100円
	専用使用	1 回（1 面） 1,200円

備考

- 1 1 回の使用は、3 時間以内とする。ただし、多目的ホール、軽運動室及びテニスコートの個人使用は、1 時間単位とし、3 時間を限度とする。
- 2 映画会、音楽会その他の催し等で、入場料又はこれに類する料金を徴収して使用する場合は、この表に掲げる料金の3 倍に相当する額とする。

(2) 福島市学習センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、福島市学習センター条例(平成16年条例第31号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

第2条及び第3条 削除

(開放事業)

第4条 教育委員会は、市民の生涯学習活動に資するため、施設の管理運営上に支障のない限り、休館日に施設を開放することができる。

(図書の貸出等)

第5条 学習センター内の図書の貸出等の手続については、福島市立図書館条例施行規則(昭和60年教育委員会規則第3号)の規定を準用する。

(専用使用時の使用許可の申請)

第6条 教育委員会は、学習センターの使用(個人使用を除く。)の許可の申請について、当該施設を使用しようとする日(以下「使用日」という。)の属する月の2月前の月の初日(1月にあっては、4日とする。)から、予約の受付を行い、同日から同月10日までの間に予約が重複したときは当該施設の使用の許可を申請することができる者(以下「予約申請者」という。)を抽選その他の調整により決定し、予約の重複がないときは当該予約をした者を予約申請者に決定する。

2 前項の予約は、第8条の2第2項により指定した学習センター(以下、この条において「指定学習センター」という。)にのみ行うこととする。

3 第1項の抽選その他の調整は、使用日の属する月の2月前の月の11日に行うものとする。

4 第1項の規定による決定を受けた予約申請者は、条例第7条第1項の規定により使用の許可を受けようとするときは、当該施設の使用日の属する月の2月前の月の11日から末日までの間に学習センター使用申請書(様式第1号。以下「使用申請書」という。)を教育委員会に提出しなければならない。この場合において、当該期間内に使用申請書を提出しなかった予約申請者は、その資格を失うものとする。ただし、教育委員会が当該施設の使用に支障がないと認めるときは、この限りでない。

5 教育委員会は、第3項の抽選を行う日において当該抽選に係る予約を行う者が存在しないとき、又は前項の規定により予約申請者がその資格を喪失したときは、前項の期間の終了後最も早く予約をした者を予約申請者に決定する。

6 前項の予約は、第2項の規定に関わらず、指定学習センター以外の施設に対しても行うことができる。

7 第5項の規定による決定を受けた予約申請者は、条例第7条第1項の規定により使用の許可を受けようとするときは、当該施設の使用日の3日前までに使用申請書を教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が当該施設の使用に支障がないと認めるときは、この限りでない。

8 教育委員会が必要と認めるときは、使用申請書のほか、申請の内容を説明する書類その他必要と認める書類を提出させることができる。

(個人使用時の使用許可の申請)

第6条の2 条例第7条第1項の規定により、個人使用の許可を受けようとする者は、使用日に学習センター個人使用申請書(兼使用料減免申請書)(様式第1号の2)を教育委員会に提

出しなければならない。

- 2 個人使用ができる日は、毎週金曜日及び土曜日（休館日及び公的な行事の開催日等を除く。）とする。ただし、専用使用がない場合は、この限りではない。

（使用の許可）

第7条 教育委員会は、条例第7条第1項の規定により使用（個人使用を除く。）の許可をしたときは、学習センター使用許可書（様式第2号）を交付するものとする。

- 2 個人使用の場合は、学習センター個人使用許可書（様式第3号）の交付をするものとする。

（使用の変更及び取消し）

第8条 条例第7条第1項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、使用の許可を受けた事項を変更し、又は取り消すときは、使用日の3日前までに、学習センター使用変更（取消）申請書（兼使用料減免申請書）（様式第4号）に当該使用許可書を添えて、教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が当該施設の使用に支障がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 教育委員会は、使用の変更又は取消しの許可をしたときは、学習センター使用変更（取消）許可書（様式第5号）を交付するものとする。

（団体登録）

第8条の2 学習センターの使用団体として登録を受けようとする団体は、福島市学習センター使用団体登録申請書（様式第5号の2）を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 前項において登録を受けようとする団体は、活動の拠点となる1学習センター（以下「指定学習センター」という。）を条例第2条に掲げる学習センターから指定して申請するものとする。

（附属設備の使用料）

第8条の3 条例第11条第1項第2号に定める使用料については、別表のとおりとする。

（専用使用料の減免）

第9条 条例第11条ただし書の規定により専用使用料の減免を受けようとする者は、学習センター使用料減免申請書（様式第6号）を教育委員会に提出しなければならない。ただし、第8条に規定する使用の許可の変更に伴う専用使用料の減免を受けようとする者については、学習センター使用変更（取消）申請書（兼使用料減免申請書）（様式第4号）を提出するものとする。

- 2 使用料の減免基準は、次のとおりとする。

- (1) 第8条の2に規定する登録を受けた団体で、教育委員会が適当と認めた団体が使用する場合 全額
- (2) 市（市の機関を含む。以下この条において同じ。）が使用する場合 全額
- (3) 市の共催により使用する場合 100分の50に相当する額
- (4) 市の後援により使用する場合 100分の25に相当する額
- (5) その他教育委員会が必要と認めた場合 教育委員会が定める額

- 3 前項第1号の規定により減免を適用することができる件数の基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定学習センター（指定学習センターの分館を含む）を使用する場合 原則として1団体あたり週に2件
- (2) 指定学習センター（指定学習センターの分館を含む）以外を使用する場合 原則として1団体あたり週に2件

(3) 前2号の規定に関わらず、市内の地域自治振興、教育振興又は社会福祉振興に関する公益性が高いと認められる活動を行うものとして別に指定する団体がその目的のために利用するときは、減免の回数に制限を設けない。

4 教育委員会が必要と認めるときは、第1項に規定する減免申請書のほか、関係書類を提出させることができる。

(個人使用料の減免)

第9条の2 条例第11条ただし書の規定により個人使用料の減免を受けようとする者は、学習センター個人使用申請書(兼使用料減免申請書)(様式第1号の2)を教育委員会に提出しなければならない。

2 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は65歳以上の者が個人使用する場合は、使用料を全額減免とする。

(使用料の還付)

第10条 条例第12条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、学習センター使用料還付申請書(様式第7号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 使用料の還付の基準は、次のとおりとする。

(1) 使用者の責めによらない理由により使用することができない場合 全額

(2) 第8条の使用の変更及び取消し(使用日の3日前までに許可を受けた場合に限る。)において過納となった使用料がある場合 過納となった額

(使用者等の遵守事項)

第11条 使用者及び入館者は、学習センターの使用に当たっては、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 許可を受けなくて物品を展示、販売又はこれに類する行為をしないこと。

(2) 秩序の維持に努め、清潔及び整頓を保持すること。

(3) 許可された施設以外の施設及び備付物件等を使用しないこと。

(4) 所定の場所以外で飲食し、又は喫煙しないこと。

(5) 係員の指示に従うこと。

(職員の立入り)

第12条 教育委員会は、施設の管理上必要があると認めるときは、使用を許可した場所に立ち入り、必要な指示をすることができる。

(原状回復義務)

第13条 使用者は、学習センターの使用を終了したとき、又は条例第10条第1項の規定により使用の条件の変更、使用の停止若しくは使用の許可の取消しを命じられたときは、速やかにその使用に係る施設及び備付物件を原状に回復しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(滅失又は毀損の届出)

第14条 使用者は、施設及び備付物件を滅失し、又は毀損したときは、直ちに学習センター滅失(毀損)届(様式第8号)により市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、学習センターの管理運営等について必要な事項は、別に定める。

附 則 (略)

別表 (第8条の3関係)

設備	使用料
ピアノ	1台 1時間 300円
舞台照明設備	1式 1時間 500円
放送設備 (据付型)	1式 1時間 500円
放送設備 (ポータブル型)	1式 1回 400円
プロジェクター	1式 1回 300円
視聴覚機器	1式 1回 300円
茶道用電熱器	1台 1回 100円
電気陶芸窯	1式 1時間 300円
電気工作設備	1式 1回 100円
電動ろくろ	1式 1回 100円
電気供給設備 (持込機器に限る。)	1キロワットごとに 1回 100円

(3) 福島市学習センター運営審議会規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、福島市学習センター条例 (平成16年条例第31号) 第15条の規定により設置する福島市学習センター運営審議会 (以下「審議会」という。) の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 審議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任し、その任期は一年とする。

2 委員長及び副委員長は、再任されることが出来る。

3 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第3条 審議会の会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、年6回とし、臨時会は、館長が必要と認めたとき招集する。

- 3 委員長は、審議会の会議の議長となる。
- 4 審議会の会議は、委員の3分の1以上が出席しなければ開くことができない。
- 5 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(小委員会)

第4条 審議会は、必要に応じて小委員会を設けることができる。

(委 任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

福島市		学習センター使用申請書			
第		号			
年		月			
日		日			
福島市教育委員会					
住所(所在地)					
氏名(団体名)					
申請者		代表者氏名			
連絡先					
下記のとおり申請します。					
使用の目的 (行事等の名称)					
使用責任者	氏名	電話	— —		
使用人数	名				
入場料・参加費等の徴収の有無	有 ・ 無				
使用 内容 等	使用日時	回数	使用施設	使用附属設備	使用料
	年 月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで				
	年 月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで				
	年 月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで				
	年 月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで				
	年 月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで				
使用料合計	円		使用料減免額	円	
使用料決定額	円				

※太線内は記入しないでください。
※1回あたりの使用は3時間以内となります。
※使用日時は、準備から原状復帰までを含めた時間となります。

福島市 学習センター個人使用申請書（兼使用料減免申請書）																																					
第 年 月 日																																					
福島市教育委員会																																					
下記のとおり申請します。																																					
使用施設（○を付けてください）	・多目的ホール ・軽運動室 ・テニスコート																																				
使 用 時 間	時 分 秒 から 時 分 秒 まで																																				
利 用 者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 5%;">No.</th> <th style="width: 35%;">氏 名</th> <th style="width: 5%;">年 齢</th> <th style="width: 15%;">市 内 ・ 市 外</th> <th style="width: 25%;">使用附属設備</th> <th style="width: 20%;">減免の有無</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>電話(- -)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">市内・市外</td> <td>(円)</td> <td style="text-align: center;">有 ・ 無</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>電話(- -)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">市内・市外</td> <td>(円)</td> <td style="text-align: center;">有 ・ 無</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>電話(- -)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">市内・市外</td> <td>(円)</td> <td style="text-align: center;">有 ・ 無</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>電話(- -)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">市内・市外</td> <td>(円)</td> <td style="text-align: center;">有 ・ 無</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td>電話(- -)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">市内・市外</td> <td>(円)</td> <td style="text-align: center;">有 ・ 無</td> </tr> </table>	No.	氏 名	年 齢	市 内 ・ 市 外	使用附属設備	減免の有無	1	電話(- -)		市内・市外	(円)	有 ・ 無	2	電話(- -)		市内・市外	(円)	有 ・ 無	3	電話(- -)		市内・市外	(円)	有 ・ 無	4	電話(- -)		市内・市外	(円)	有 ・ 無	5	電話(- -)		市内・市外	(円)	有 ・ 無
	No.	氏 名	年 齢	市 内 ・ 市 外	使用附属設備	減免の有無																															
	1	電話(- -)		市内・市外	(円)	有 ・ 無																															
	2	電話(- -)		市内・市外	(円)	有 ・ 無																															
	3	電話(- -)		市内・市外	(円)	有 ・ 無																															
	4	電話(- -)		市内・市外	(円)	有 ・ 無																															
5	電話(- -)		市内・市外	(円)	有 ・ 無																																
減免決定区分 1 許可する ・ 2 許可しない																																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="width: 20%; text-align: center; vertical-align: middle;">使用料合計</td> <td style="width: 30%;">施設使用料 (人×100円)</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">円</td> <td rowspan="3" style="width: 20%; text-align: center; vertical-align: middle;">使用料減免額</td> <td style="width: 30%;">施設使用料 (人×100円)</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>設備使用料</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td>設備使用料</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td>小計</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table>		使用料合計	施設使用料 (人×100円)	円	使用料減免額	施設使用料 (人×100円)	円	設備使用料	円	設備使用料	円	小計	円	小計	円																						
使用料合計	施設使用料 (人×100円)		円	使用料減免額		施設使用料 (人×100円)	円																														
	設備使用料		円			設備使用料	円																														
	小計	円	小計		円																																
使用料決定額 円																																					
上記のように決定してよいか伺います。																																					
館長	館長補佐	主任	係員	許可年月日																																	
				年 月 日																																	

※太線内は記入しないでください。

領収証書控

様	第 号 福島市 登録番号T1000020072010												
科目 学習センター使用料													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 15%;">金額</th> <th style="width: 10%;">万</th> <th style="width: 10%;">千</th> <th style="width: 10%;">百</th> <th style="width: 10%;">十</th> <th style="width: 10%;">円</th> </tr> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	金額	万	千	百	十	円							令和 年 月 日 福島市出納員 福島市現金分任出納員
金額	万	千	百	十	円								
税率10%金額のうち消費税額 円 領収した。													

福島市		学習センター使用許可書			
		第		号	
		年		月 日	
様					
		福島市教育委員会			
下記のとおり使用を許可します。					
使用の目的 (行事等の名称)					
使用責任者	氏名	電話	—	—	
使用人数	名				
入場料・参加費等 の徴収の有無	有 ・ 無				
使用 内 容 等	使用日時	回数	使用施設	使用附属設備	使用料
	年 月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで				
	年 月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで				
	年 月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで				
	年 月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで				
	年 月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで				
使用料合計	円		使用料減免額	円	
使用料決定額	円				
注意事項	1 使用する権利を他の者に譲渡したり転貸しないでください。 2 許可された使用の目的以外で施設及び附属設備等を使用しないでください。 3 使用の際はこの許可書を係員に提示しその指示に従って使用してください。 4 使用終了後は施設及び附属設備を現状に回復し、必ず係員の点検を受けてください。				
【備考】					

福島市 学習センター個人使用許可書 第 号 年 月 日																																											
福島市教育委員会																																											
下記のとおり許可します。																																											
使用施設（○を付けてください）	・多目的ホール ・軽運動室 ・テニスコート																																										
使用時間	時 分 から 時 分 まで																																										
利 用 者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 5%;">No.</th> <th style="width: 30%;">氏 名</th> <th style="width: 5%;">年齢</th> <th style="width: 15%;">市内・市外</th> <th style="width: 25%;">使用附属設備</th> <th style="width: 20%;">減免の有無</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">申請者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>電話(- -)</td> <td></td> <td>市内・市外</td> <td>(円)</td> <td style="text-align: center;">有 ・ 無</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>電話(- -)</td> <td></td> <td>市内・市外</td> <td>(円)</td> <td style="text-align: center;">有 ・ 無</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>電話(- -)</td> <td></td> <td>市内・市外</td> <td>(円)</td> <td style="text-align: center;">有 ・ 無</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>電話(- -)</td> <td></td> <td>市内・市外</td> <td>(円)</td> <td style="text-align: center;">有 ・ 無</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td>電話(- -)</td> <td></td> <td>市内・市外</td> <td>(円)</td> <td style="text-align: center;">有 ・ 無</td> </tr> </table>	No.	氏 名	年齢	市内・市外	使用附属設備	減免の有無	申請者						1	電話(- -)		市内・市外	(円)	有 ・ 無	2	電話(- -)		市内・市外	(円)	有 ・ 無	3	電話(- -)		市内・市外	(円)	有 ・ 無	4	電話(- -)		市内・市外	(円)	有 ・ 無	5	電話(- -)		市内・市外	(円)	有 ・ 無
	No.	氏 名	年齢	市内・市外	使用附属設備	減免の有無																																					
	申請者																																										
	1	電話(- -)		市内・市外	(円)	有 ・ 無																																					
	2	電話(- -)		市内・市外	(円)	有 ・ 無																																					
	3	電話(- -)		市内・市外	(円)	有 ・ 無																																					
4	電話(- -)		市内・市外	(円)	有 ・ 無																																						
5	電話(- -)		市内・市外	(円)	有 ・ 無																																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 20%;">減免決定区分</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">1 許可する ・ 2 許可しない</th> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">使用料合計</td> <td style="padding: 5px;">施設使用料 (人×100円) 円</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">使用料減免額</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">設備使用料 円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">小計 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">施設使用料 (人×100円) 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">設備使用料 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">小計 円</td> </tr> </table>	減免決定区分	1 許可する ・ 2 許可しない		使用料合計	施設使用料 (人×100円) 円	使用料減免額	設備使用料 円	小計 円	施設使用料 (人×100円) 円		設備使用料 円		小計 円																														
減免決定区分	1 許可する ・ 2 許可しない																																										
使用料合計	施設使用料 (人×100円) 円	使用料減免額																																									
	設備使用料 円																																										
	小計 円																																										
施設使用料 (人×100円) 円																																											
設備使用料 円																																											
小計 円																																											
使用料決定額	円																																										

- 1 使用する権利を他の者に譲渡したり転貸しないでください。
2 許可された施設以外の施設及び附属設備等を使用しないでください。
3 使用終了後は施設及び附属設備を現状に回復し、必ず係員の点検を受けてください。
4 避難所開設の場合は使用を中止させていただく場合があります。

領収証書

様 科目 学習センター使用料	第 号 福島市 登録番号T1000020072010												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 15%;">金額</th> <th style="width: 10%;">万</th> <th style="width: 10%;">千</th> <th style="width: 10%;">百</th> <th style="width: 10%;">十</th> <th style="width: 10%;">円</th> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	金額	万	千	百	十	円							令和 年 月 日 福島市 出納員 福島市現金分任出納員
金額	万	千	百	十	円								
税率10%金額のうち消費税額 円 上記金額領収いたしました。													

様式第4号（第8条、第9条関係）

福島市 学習センター使用変更（取消）申請書（兼使用料減免申請書） 第 号 年 月 日 福島市教育委員会 住所(所在地) 申請者 氏名(団体名) 代表者氏名 連絡先					
下記のとおり申請します。					
変更前使用許可	年 月 日 第 号				
使用の目的 (行事等の名称)					
申請理由					
変更 (取消) の区分	変更（取消）前		変更（取消）後		差し引き 使用料
	内 容	使用料額	内 容	使用料額	
決定区分	1 許可する 減免（施行規則第9条第2項第 号） 2 許可しない				
使用料決定額	円		使用料減免額	円	
使用料徴収額	円				
上記のように決定してよいか伺います。					
館長	館長補佐	主任	係員	許可年月日	領収年月日
				年 月 日	

※太線内は記入しないでください。

※使用等日時は、準備から原状復帰までを含めた時間となります。

福島市		学習センター使用変更（取消）許可書			
		第		号	
		年		月 日	
		住所(所在地)			
		氏名(団体名)			
申請者		代表者氏名			
		連絡先			
		福島市教育委員会			
下記のとおり許可します。					
変更前使用許可		年 月 日 第 号			
使用の目的 (行事等の名称)					
申請理由					
変更 (取消) の区分	変更(取消) 前		変更(取消) 後		差し引き 使用料
	内 容	使用料額	内 容	使用料額	
決定区分	1 許可する 減免（施行規則第9条第2項第 号）		2 許可しない		
使用料決定額	円		使用料減免額	円	
使用料徴収額	円				
注意事項	1 使用する権利を他の者に譲渡したり転貸しないでください。 2 許可された使用の目的以外で施設及び附属設備等を使用しないでください。 3 使用の際はこの許可書を係員に提示しその指示に従って使用してください。 4 使用終了後は施設及び附属設備を現状に回復し、必ず係員の点検を受けてください。				
【備考】					

福島市

学習センター使用団体登録申請書

年 月 日

福島市教育委員会

申請者住所 _____

氏 名 _____

(連絡先 — —)

学習センターの使用団体として登録したいので、必要書類を添えて申請いたします。

		登録番号	※	
団 体 名		構成人数	人	
活 動 の 内 容 団 体 の 目 的				
事 務 所	福島市			
連 絡 先	氏 名	電話()		
1. 2.	住 所			
主 な 役 員	役 職 名	氏 名	住 所	電 話
講 師				
添 付 書 類		会則・規約 会員名簿 予算書 事業計画		

○ 生涯学習活動をしたい人に情報を提供するため、市民等からの問い合わせに対して、連絡先の氏名と電話番号の情報公開を承諾する方は連絡先欄の1. を、しない方は2. を○で囲んで下さい。

※ 上記の団体を登録団体(減免 可 否)として承認してよいか伺います。

課 長		補 佐		係 長		係 員	
館 長		主 任		係 員			

※ 印は、記入しないでください。

福島市

学習センター使用料減免申請書

第 _____ 号
 年 月 日

福島市教育委員会

住所(所在地)

氏名(団体名)

申請者 代表者氏名

連絡先

下記のとおり申請します。

使用の目的 (行事等の名称)	
使用責任者	氏名 _____ 電話 _____ - _____ -
使用人数	_____ 名
入場料・参加費等 の徴収の有無	有 ・ 無

使用内容等	使用日時	回数	使用施設	使用附属設備	使用料
	年 月 日 (曜) 日 時 分から 時 分まで				
	年 月 日 (曜) 日 時 分から 時 分まで				
	年 月 日 (曜) 日 時 分から 時 分まで				
	年 月 日 (曜) 日 時 分から 時 分まで				
	年 月 日 (曜) 日 時 分から 時 分まで				

決定区分	1 許可する 減免（施行規則第9条第2項第 号）			2 許可しない	
使用料合計	円	使用料減免額		円	
使用料決定額	円				

※太線内は記入しないでください。

福島市		学習センター使用料還付申請書	
		年 月 日	
福島市教育委員会			
		住所(所在地)	
		氏名(団体名)	
申請者		代表者氏名	
		連絡先	
下記のとおり申請します。			
使用許可日	年 月 日 付け		
使用の目的 (行事等の名称)			
使用申込 日 時	年 月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで		
申請理由			
還付金 振込先	金融機関名		本店・支店名
	預金種別		口座番号
	口座名義（フリガナ）		
還付区分	規則 第10条第2項 第 号		
納入済 使用料	円		
還付額	円		
【備考】			

福島市		学習センター滅失（毀損）届	
		年 月 日	
福島市教育委員会			
住所(所在地)			
氏名(団体名)			
代表者氏名			
連絡先			
下記のとおり福島市学習センターの施設及び備付物品を滅失(毀損)したので届け出ます。			
滅失(毀損) の日時	年 月 日 (曜日) 時 分頃		
滅失(毀損)した 施設及び備付物品			
滅失(毀損)した 施設及び備付物品 の数量			
滅失(毀損)の状況			
使用責任者	氏名	電話	

(3) 福島市学習センター運営審議会規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、福島市学習センター条例（平成16年条例第31号）第15条の規定により設置する福島市学習センター運営審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 審議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任し、その任期は一年とする。

2 委員長及び副委員長は、再任されることが出来る。

3 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第3条 審議会の会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、年6回とし、臨時会は、館長が必要と認めたとき招集する。

3 委員長は、審議会の会議の議長となる。

4 審議会の会議は、委員の3分の1以上が出席しなければ開くことができない。

5 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(小委員会)

第4条 審議会は、必要に応じて小委員会を設けることができる。

(委 任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(2) 福島市学習センター運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福島市学習センター条例（「以下「条例」という。」）及び同条例施行規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(学習相談)

第2条 条例第4条第1項第4号に規定する学習相談は、原則として生涯学習指導員が行うものとし、相談時間は、午前9時から午後5時45分までとする。

(開放事業)

第3条 規則第4条に規定する休館日における開放事業は、次により行うこととする。

- (1) 休館日の開放は、休館日のうち12月29日から翌年の1月3日までを除き行うものとする。
- (2) 開放時間は、午前9時から午後9時までとする。
- (3) 開放施設は、図書室を除く全施設とする。

(個人学習)

第4条 自主的な学習の推進のため、主催事業及び専用使用がない場合に限り、個人学習の場として、次により施設を開放する。

- (1) 使用時間は、開館日の午前9時から午後5時45分までとする。
- (2) 使用できる施設は、ホール、講義室、研修室、視聴覚室、和室、工芸室実習室、その他学習センター館長が認めた施設とする。
- (3) 使用に際し、利用者は学習センター個人学習利用票（様式第1号）に住所、氏名、連絡先及び利用開始時間を記載し、使用終了後に終了時間を記載するものとする。
- (4) 使用可能な会場の有無については、オンライン予約システム（以下、システム）及び行事予定表に掲示するとともに電話での照会に応じることとする。
- (5) 個人学習に係る施設の使用料及び附属設備使用料については徴収しないこととする。

(個人使用)

第5条 個人使用の利用は次により行うこととする。

- (1) 個人使用の時間は、午前9時から午後5時45分までとする。
- (2) 個人使用日以外で主催事業及び専用使用のない場合は、個人使用日に準じ個人使用できるものとする。

(専用使用)

第6条 規則第6条に規定する申請は、次により行うこととする。

- (1) 規則第6条第1項に規定する初日が休館日の場合は、休館日後の最も早い開館日を初日とする。
- (2) 規則第6条第1項に規定する予約の受付期間における、同一団体の専用

使用の申し込みについては、週1件を限度とする。

(3) 規則第6条第5項に規定する予約開始日が休館日の場合は、休館日後の最も早い開館日を予約開始日とする。

(4) システムを利用して、使用の申し込みを行う場合は、事前に利用者登録を行うものとする。(利用者登録とは、システムを利用するための登録であり、規則第8条の2に定める団体登録とは異なる。)

(5) 規則第6条第1項及び第5項に規定する予約の受付方法は、システム、来館、その他の方法によるものとする。

(6) 専用使用は、5人以上の使用とする。

(巡回管理人対応施設)

第7条 職員の勤務時間外に巡回管理人対応施設の使用を希望する団体については、規則第8条の2に規定する団体登録をしなければならない。

(使用団体の登録認定)

第8条 使用団体の認定は、認定基準(別表第1)により行うものとする。

2 規則第9条第3項第3号に規定する団体は、別表第2のとおりとする。

3 登録の認定は、教育委員会が行い「福島市学習センター使用団体登録認定書」(様式第2号)をもって行う。

(1) 認定書の登録認定期間は、原則として2年以内とする。

(2) 登録団体が、学習センターの使用申請を行う場合、係員の求めに応じ、登録認定書を提示しなければならない。

(3) 登録団体は、認定書を紛失し、破損し、又は汚損したときは、「学習センター使用団体登録認定書(紛失届及び再交付申請書)」(様式第4号)により届け出て、再交付を受けなければならない。

(使用団体の変更)

第9条 使用団体の登録内容に変更の事由が生じるときは、「学習センター使用団体登録変更届」(様式第5号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 使用団体の解散、又は登録を抹消するときは、「学習センター使用団体(解散・登録抹消)届」(様式第6号)に認定書を添えて教育委員会に提出しなければならない。

(使用団体の登録免除)

第10条 学習センター館長は、第8条第1項に該当する場合でも、次の(1)から(4)の全ての要件を満たすと判断した場合及び(5)は、登録を免除することができる。

(1) 団体の利用が定期的や頻繁な利用でないこと。

(2) 団体の目的及び使用内容が明確であること。

(3) 団体の責任者及び使用責任者が明確であること。

(4) 団体の存在と活動が市民や地域住民から認知されているか、理解を得ることができること。

(5) その他学習センター館長が特に必要と個別に判断した場合。

2 使用団体登録免除の判断は使用申請受付毎に行い、承認は当該学習センタ

一の使用許可をもってあてる。

3 学習センター館長は、第1項の判断にあたって、必要書類の提出を求めることができる。

4 登録免除を受けた団体は、規則第6条第4項に規定する期間の終了後から当該学習センターに限り予約することができる。

(図書室の利用)

第11条 図書室の利用は、別表第3により行うものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年2月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年2月20日から施行する。

ただし、第6条(1)、(2)の規定は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和7年1月4日から施行する。

2 この要綱の規定は、令和7年3月1日以降の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。

(別表第1)

使用団体の登録認定基準

使用団体の登録認定基準は、次のとおりとする。

- 1 学習センター施設及び敷地内において、営利及び宗教と政治の活動や事業を行わない社会教育団体であること。
- 2 団体の目的と具体的活動内容を明記した規約を有すること。
- 3 団体の意思を表明する代表者・団体の意思を形成し、執行する機構（総会、役員会等）が確立していること。
- 4 団体独自の経理を有し、会費等によって運営がなされていること。
- 5 団体活動の本拠としての事務所を福島市内に有すること。
- 6 団体構成人員は5人以上であり、かつ、半数以上が福島市内に住所があるか勤務しており、性格上会員の加入・脱会が自由に認められる団体であること。

(別表第2)

目的		No.	団体名	定 義
1地域自治振興		1	自治振興協議会	地域住民の福祉の向上を目的として、町内会や地区の団体の代表者、学識経験者等で構成された団体。
		2	町内会	町又は字の区域その他市内の一定の区域に住所を有する者の地域に基づいて形成された、地域に住む人々が日常生活においてその地域の課題を協働・連携し自ら解決して、よりすみやすい街づくりを推進する団体。
		3	女性団体	女性団体連絡協議会や福島市障人団体連絡協議会などに所属する、地域社会の課題に取り組み、ジェンダー平等や女性の権利向上を目指す団体。
		4	老人クラブ	老人福祉法に基づき設置された、地域の仲間と共同して、自主的に行う様々な活動を通じて生きがいと健康づくり、地域づくりを目指す団体。ただし、地区老人クラブ連合会加盟団体に限る。
		5	消防団	福島市消防防団の設置等に関する条例に基づき設置された、地域における消防防災のリーダーとして平常時・非常時を問わず、地域に密着し、住民の安心と安全を守る団体。
		6	交通安全母の会	母親を中心とした地域ぐるみの交通事故防止運動を展開することにより、市民への交通安全意識の高揚と子どもへの交通安全教育を図る団体。
		7	まちづくり会議	福島市共創のまちづくり計画等に基づき設置された、各地区のまちづくりの課題を自主的に話し合い、課題解決に向けた活動に構成団体などが共同して取り組むための会議。
		8	安全・安心まちづくり推進協議会	地域における犯罪及び交通事故の防止等に取り組むことにより誰もが安全で、安心して暮らせる地域社会を実現するための活動を行っている団体。
		9	まつり・観光関係団体	地域における祭礼、観光、文化活動の振興の場を設けることにより住民同士の交流を図り、地域自治の振興に寄与することを目的に設置された団体。ただし、観光は地区を対象とする団体に限る。
		10	交通関係協議団体	地域における移動手段の確保や公共交通の在り方等について協議する団体。
		11	防犯・防災・交通安全関係団体	地域において防犯や自警、防災、交通安全の意識啓発を図り、各種犯罪や災害、事故等の未然防止を目的に取り組む団体。
		12	明るい選挙推進協議会	民主主義の基盤であり、地域づくりの第一歩である選挙が明るく正しく行われるように、選挙の啓発・普及活動を行う団体。
2教育振興		13	文化財関係団体	郷土の文化財について研究し、市内文化財の保護と普及活動に努める「福島市文化財関係団体連絡協議会」や「福島市無形民俗文化財保存団体連絡協議会」に加盟する団体。
		1	小中学校PTA	各学校で組織された、保護者と教職員による社会教育団体で、児童生徒の健全な成長を図ることを目的とする団体。
		2	幼稚園・保育所・認定こども園の保護者会	幼児の健全な成長を図ることを目的に組織された保護者の団体。
		3	学校教育関係団体	幼児・児童・生徒の教育を行う学校教育関係団体(保育所、認定こども園を含み、高等学校、大学及び高等専門学校を除く。)
		4	青少年健全育成推進会	地域ぐるみで青少年の健やかな成長を圖って大人たちが力を合わせる自主的な活動を行う団体。
		5	青少年指導員連絡協議会	青少年指導員の連絡提携によって指導力の充実に資し、地域社会における青少年活動を推進することを目的に組織された団体。
		6	子ども会	地域において保護者や育成者のもと、子どもの健全育成を目的として異年齢の子どもが集まる団体。子ども会、育成会など。
		7	スポーツ推進委員連絡協議会	地域のスポーツ推進のために、住民に対しスポーツの更枝指導その他のスポーツに関する指導・助言を行うスポーツ推進委員の連絡調整を行う団体。
		8	体育協会	地区市民大会や講習会の実施、スポーツの振興を図り、市民の体力増進と健全な精神を養うことを目的に活動する「福島市地区体育連盟」に加盟する団体。
		9	スポーツ少年団	スポーツをす小・中学生とその指導者を中心とした福島市スポーツ少年団に登録した団体。
		10	ジュニア(中学生以下)の体育・文化活動育成団体	将来の文化の担い手である青少年を対象の中心とし、体育・文化活動を通じた情操教育により、団体活動協調性をはぐくみ、地域の体育・文化活動に寄与する団体。鼓笛隊、ボーイ・ガールスカウト・少年少女合唱団など。
		11	小学校、中学校、高等学校等の部活動(クラブ活動)	ただし、構成の3分の2以上が中学生以下であること。 部活動(クラブ活動)することを目的とした団体。
3社会福祉振興		1	社会福祉協議会	社会福祉法に基づき設置された社会福祉協議会と市内26地区の地区社会福祉協議会。
		2	民生委員児童委員協議会	民生委員法又は児童福祉法に基づき、地域において社会奉仕の精神に基づき、住民の立場に立つて様々な福祉に関する相談の窓口として活動する民生委員・児童委員の協議団体。
		3	保護司会、更生保護女性会	保護司法に基づき法務大臣から委嘱された、地域において社会奉仕の精神をもって、犯罪を犯した者及び非行のある少年の改悪更生を助ける保護司の団体、各地区保護司会、各地区更生保護女性会。
		4	子育て支援団体、子育て団体	主に小学校入学前の子どもを持つ保護者を対象として、または保護者自身により児童の健全な育成環境の整備及び児童福祉の向上を図るため、子育て・子育て支援、家庭教育支援の活動を実施することを目的として組織された団体。 絵本の読み聞かせ団体、子どもの見守りサポート団体、子育てサロン、広場、母親クラブ、コミュニティ保育グループ、子ども食堂など。なお、公費やサービスの対価で事業費を賄うことが出来る活動は除く。
		5	高齢者支援団体	高齢者が地域で自立した生活を送れるように、また、ともに生活している家族を支援するための活動をしている団体。敬老会実行委員会、高齢者サロンの実施・支援団体など。
		6	健康づくり普及団体	地域において健康づくりに理解と関心を持ち、積極的に健康づくり活動を展開する健康づくり普及員の団体。
		7	食生活改善団体	地域において食生活改善や食育の講習会、公民館と連携した事業等を展開する団体。
		8	赤十字奉仕団	赤十字の人道博愛の精神に基づいて明るく住みやすい社会づくりを目標とする団体。
		9	遺族会	戦没者・戦傷者、戦災被害者や地域の功労者の慰霊や哀忠と遺族の援護を図るとともに、平和と地域形成意識の高揚に取り組む団体。

(別表第3)

施 設	利用時間等
大型図書室を有する学習センター (大型図書室：蔵書 20,000冊以上を有する図書室)	1 日曜日 午前9時から午後5時まで 2 日曜日以外 午前9時から午後5時45分まで ※ 図書の整理日及び特別整理期間中は、図書室を利用できないものとする。
上記以外の学習センター	午前9時から午後5時45分まで

(様式第 1 号)

学習センター個人学習利用票

※ この受付票は、事故があった場合に備えるものです。

No. _____

利用月日	月 日	開 始 時 間	時 分～
		終 了 時 間	時 分
氏 名		利用部屋名	
住 所	福島市		
電話番号			

(様式第2号)

福島市

学習センター使用団体登録認定書

No. _____

(減免 可 否)

団体名

上記の団体を、福島市学習センター使用登録団体として認定します。

ただし、認定期間は、令和 年 月 日から

令和 年 月 日までとします。

登録内容に変更があった場合は、すみやかに登録学習センターに申し出てください。

令和 年 月 日

福島市教育委員会

(様式第3号)

削除

(様式第4号)

年 月 日

学習センター使用団体登録認定書
(紛失届及び再交付申請書)

_____学習センター館長 様

団 体 名 _____

申請者住所 _____

氏 名 _____

連 絡 先 _____

このたび、下記の事由により学習センター使用団体登録認定書を紛失いたしましたので、再交付を申請いたします。

記

紛 失 日	年 月 日
紛 失 事 由	
備 考	※紛失した認定書が見つかった場合はすぐに返却します。

上記団体に学習センター使用団体登録認定書を再交付します。

(年 月 日 NO.)

館 長		主 任		係 員	
--------	--	--------	--	--------	--

※写しを生涯学習課へ提出ください。

(様式第5号)

年 月 日

学習センター使用団体登録変更届
(団体名・連絡先等)

_____学習センター館長 様

団 体 名 _____
申請者住所 _____
氏 名 _____
連 絡 先 _____

このたび、下記の変更がありましたので届出いたします。

		新	旧
代 表 者	団 体 名		
	氏 名		
	住 所		
	電話番号		
連 絡 先	氏 名		
	住 所		
	電話番号		
	E-mail		
シ ス テ ム 用	氏 名		
	電話番号		
	E-mail		

館 長		主 任		係 員	
--------	--	--------	--	--------	--

※写しを生涯学習課へ提出ください。

学習センター使用団体
(解散・登録抹消) 届

_____学習センター館長 様

団 体 名 _____
申請者住所 _____
氏 名 _____
連 絡 先 _____

このたび、下記の事由により（解散・登録抹消）いたします。併せて認定書を返還します。

館 長		主 任		係 員	
--------	--	--------	--	--------	--

※写しを生涯学習課へ提出ください。

17 福島市社会教育関係団体認定基準

第1条（目 的）

この基準は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第10条に定められた「社会教育関係団体」の認定について基本的要項を定めることを目的とする。

第2条（団体の性格）

- (1) 社会教育関係団体とは、人事、運営、事業、財政が団体自身の自発的意思と独自の裁量により行われる自主的な民間団体であること。
- (2) 社会教育関係団体を判定する基準は、次のとおりとする。
 - ① 継続的、かつ計画的に社会教育に関する事業を行うこと。
 - ② 規約を有すること。
 - ③ 団体の意思を表明する代表者・団体の意思を形成し、執行する機構（総会・役員会等）が確立していること。
 - ④ 団体独自の経理機構を有すること。
 - ⑤ 団体活動の本拠としての事務所を有すること。
 - ⑥ 団体構成人員は概ね10人以上であり、性格上会員の加入・脱会が自由に認められる団体であること。
 - ⑦ 団体活動の成果としての社会参加・還元事業を持つこと。

第3条（標 準）

社会教育関係団体は、概ね次に掲げる団体を標準とする。

- (1) 青少年教育に関する団体
- (2) 成人教育に関する団体
- (3) 視聴覚教育に関する団体
- (4) 社会通信教育に関する団体
- (5) 社会教育関係施設に関する団体
- (6) 芸術文化に関する団体
- (7) 体育・スポーツ競技に関する団体
- (8) レクリエーションに関する団体
- (9) その他、これに準ずる団体

第4条（制 限）

上記団体であっても、次の各号の一に該当するときは、社会教育関係団体より除外する。

- (1) 営利を目的として事業を行うとき
- (2) 政治・宗教活動を行うとき
- (3) 公の秩序または善良な風俗を乱す行為を行うとき

第5条（認 定）

社会教育関係団体の認定は教育委員会が行う。

第6条（運 用）

この基準の運用にあたり必要な事項は、教育長が別に定める。

この基準は、平成6年4月1日から適用する。

この基準は、平成12年4月1日から適用する。

18 福島市社会教育館条例

(設 置)

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第3条及び地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条第1項の規定に基づき、青少年等の健全な心身の育成を図るため、福島市社会教育館（以下「社会教育館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 社会教育館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
立子山自然の家	福島市立子山字金井作1番地

(事 業)

第3条 社会教育館は、次に掲げる事業を行う。

- 一 青少年等の宿泊研修のための施設の提供に関すること。
- 二 青少年等の体験活動の支援に関すること。
- 三 前2号に掲げるもののほか、社会教育館設置の目的を達成するために必要な事業

(使用時間)

第4条 社会教育館の使用時間は、午前8時30分から午後5時までとし、宿泊の場合は午後5時から翌日午前8時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第5条 社会教育館の休館日は、12月29日から翌年1月3日までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(使用の許可)

第6条 社会教育館を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 教育委員会は、前項の許可に際し、社会教育館の管理上必要と認めるときは、その使用の許可に条件を付することができる。

(使用の制限)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、社会教育館の使用を許可することができない。

- 一 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- 二 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織及びその関係者が使用し、若しくは使用に関係し、又はこれらの者の利益になると認められるとき。
- 三 施設及び備付物件を滅失し、又はき損するおそれがあるとき。
- 四 営利を目的とする行為その他これに類する行為を行うおそれがあるとき。
- 五 その他管理運営上支障があるとき。

(目的外使用等の禁止)

第8条 第6条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外に使用し、又はその使用する権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

(使用許可の取消し等)

第9条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、その使用の条件を変更し、使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- 一 この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- 二 使用許可の目的又は許可に付した条件に違反したとき。

- 三 第7条各号のいずれかに該当したとき。
- 四 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
- 五 公益上やむを得ない理由が生じたとき。

2 前項の規定による使用の条件の変更、使用の停止又は使用の許可の取消しにより、使用者に損害を及ぼすことがあっても市長は、その責めを負わない。災害その他緊急事態の発生により社会教育館の使用が不能となった場合も、同様とする。

(使用料)

第10条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が公益上必要と認めるときは、これを減免することができる。

(使用料の還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(入館の制限)

第12条 教育委員会は、入館者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、入館を禁止し、又は退館させることができる。

- 一 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- 二 施設及び備付物件を滅失し、又はき損するおそれがあるとき。
- 三 その他管理運営上支障があるとき。

(賠償責任)

第13条 故意又は過失により施設及び備付物件を滅失し、又はき損した者は、市長の指示するところにより、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第14条 教育委員会は、社会教育館の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に社会教育館の管理を行わせる。

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第4条及び第5条の規定（この場合において、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。）並びに第6条、第7条、第9条第1項及び第12条の規定の適用についてはこれらの規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第10条及び第11条の規定の適用についてはこれらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

3 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則で定める管理の基準に従い、社会教育館を適正に市民の利用に供しなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第15条 前条の規定により指定管理者に社会教育館の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 第3条各号に掲げる事業の計画及び実施に関する業務
- 二 第6条第1項に規定する使用許可に関する業務
- 三 社会教育館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- 四 前3号に掲げるもののほか、社会教育館の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

(利用料金)

第16条 第14条第2項の規定により社会教育館の管理を指定管理者が行う場合において、教育委員会は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。

(委 任)

第17条 この条例に定めるもののほか、社会教育館の管理に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則 (略)

別表 (第10条関係)

区分	使用料		
日帰り	1人1日につき	一般・高校生 300 円	
		中学生以下 150 円	
宿泊	1人1日につき	一般・高校生 500 円	
		中学生以下 250 円	
体育館	1回につき	500 円	
テニスコート (立子山自然の家に限る。)	1時間につき	個人使用	一般 100 円
			高校生以下 60 円
		専用使用	一面 400 円
キャンプ場 (立子山自然の家に限る。)	1人1泊につき	100 円	

備考

- 一 体育館の使用料は、体育館のみを使用する場合に徴収し、1回の使用は、3時間以内とする。
- 二 テニスコートの使用料は、テニスコートのみを使用する場合に徴収する。
- 三 暖房を使用する場合の使用料は、本表使用料の額に当該使用料の100分の20に相当する額を加算した額とする。
- 四 宿泊者からは、シーツ及び枕カバーの洗濯代として実費を徴収する。